

生産緑地の追加指定を募集します！

柏原市では、都市計画法に基づき都市の農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境を形成するため、生産緑地地区の指定を行っています。

生産緑地地区に指定されると、適正な管理が義務付けられ、30 年間は農地以外の土地利用ができなくなりますが、固定資産税が軽減されるなど、税優遇が受けられます。

1 申請方法

追加指定を希望される方は、次の生産緑地地区の指定要件及び『柏原市生産緑地地区追加指定要綱』をよく読んで、申請してください。

- 申請受付期間 毎年 4 月 1 日～5 月 31 日まで
- 申請受付場所 柏原市役所 別館 2 階 29 番窓口
都市デザイン部 都市政策課 都市計画係
- 申請書の取得 ①上記の窓口で取得
②柏原市の WEB ページからダウンロードし取得



<https://www.city.kashiwara.lg.jp/docs/2018032700025/>



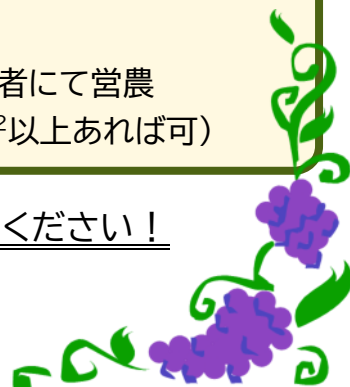
なお、申請にあたっての事前相談は随時行っています。
(所在地番、位置、面積、現在の状況等を確認できる資料等があればご持参ください。)

2 生産緑地地区の指定要件

市街化区域内にある農地等で、生産緑地法第 3 条第 1 項に規定する条件に該当し、次に掲げる要件のすべてに該当するものであることが必要です。

- ① 既存の生産緑地地区の整形化や複数地区の一団化が行われ、都市農地の機能向上が図られる農地等であること
- ② 農業活動、農地管理に必要となる道路に接している農地等であること
- ③ 30 年以上にわたって農業の継続が見込める農地等であること(生産緑地法第 10 条)
- ④ 申請部分で合計300m²以上となる農地等であること
(ただし、既存の生産緑地に隣接する農地等で同一所有者等・同一従事者にて営農されるものについては、既存生産緑地と申請部分を合わせて 300m²以上あれば可)

●詳細については、『柏原市生産緑地地区追加指定要綱』を参照してください！



3 追加指定できない農地等

次に掲げる事項に該当するものは追加指定できません。

- ① 生産緑地地区内における行為の制限の解除により生産緑地でなくなった農地等（生産緑地法第14条）
※但し、届出後の状況の変化があった場合はこの限りではない
- ② 農地転用の届出が行われている農地等（農地法第4条・第5条）
※但し、届出後の状況の変化があった場合はこの限りではない
- ③ 当該農地またはその所有者が所有する他の農地が遊休農地やそれに準じる不耕作地があると認められるもの（農地法第32条）
- ④ 土地区画整理事業が施工中または施行予定の地区内にあるもののうち、追加指定により事業の施行に支障が生じるおそれのあるもの（都市計画法第12条第1号）
- ⑤ 許可または承認が行われている道路、公園等の都市計画事業の事業地内にあるもの（都市計画法第59条）

4 生産緑地地区の指定の流れ

追加の申請



【時期】4月～5月

申請書に必要書類を添えて、都市政策課の窓口へ申請

現地調査



【時期】6月～7月

市の職員が指定要件に適合するかを現地確認

指定の審議



【時期】8月～11月

柏原市都市計画審議会での指定の審議、決定・告示

指定の通知



【時期】12月

正式に生産緑地地区へ指定したことを申請者に通知

生産緑地地区に指定されると！？

- ① 30年間農地等の適正管理が義務付けられ、農地等以外の利用ができない。
- ② 固定資産税の評価が、一般農地となり軽減されます。
- ③ 相続税・贈与税の納税猶予が受けられます。



柏原市

【問い合わせ先】

柏原市 都市デザイン部 都市政策課 都市計画係

電話 072-972-1597(直通)

